

保護者様

東京都立府中工業高等学校
校長 古川 直浩
(公印省略)

多子世帯における都立学校授業料等支援事業のご案内

【所得制限等により就学支援金の対象とならない世帯対象】

日頃より、学校教育にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度の授業料多子世帯減免事業につきまして、申請受付を行いますので、ご希望される方は下記を参照の上、必要書類をご提出ください。

記

1. 対象生徒

保護者に扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯で、保護者の所得要件を除けば就学支援金の受給資格を得られる生徒です。

在学期間超過等の理由により就学支援金の資格がない方は、対象外となります。

2. 対象世帯の確認

ア 保護者等の扶養する23歳未満の子等の確認

健康保険証の写しの提出 → 扶養関係を確認

国民健康保険証の写しの提出 → 扶養はしているものの被保険者の記載が保護者でない場合、扶養親族等状況届の「2 扶養申立書」欄に記入が必要。

イ 保護者（親権者）の所得の確認

①（就学支援金不認定の世帯）

保護者（親権者）のマイナンバーを提出されているので、所得に関する書類の提出は必要ありません。裏面の3必要書類のア・イ・ウを提出してください。

②（就学支援金不申請意向確認書を提出している世帯）

*** 必ず就学支援金の受給資格がないことを確認してください。**

保護者全員分の（市区町村民税の課税標準額）×6%－（区市町村民税の調整控除額）が304,200円以上であると、就学支援金の受給資格がないものとみなします。

確認の上、就学支援金の対象である場合は、就学支援金の申請を改めてしてください。

3 提出書類

ア 「授業料通信教育受講料減免申請書」

イ 「扶養親族等状況届」

ウ 「健康保険証（写）」→23歳未満の扶養している子について提出
国民健康保険証等の方は、「扶養親族等状況届の2扶養申立書」の記載により
確認する。

注）保険証コピーは、個人情報保護のため、記号・番号等は黒塗りして提出し
てください。

扶養していない兄弟姉妹についての書類は不要です。扶養していない場合は、「扶養親
族等状況届」への記載も不要です。

記載方法については、記入例をご参照ください。

エ 就学支援金の申請時、不申請意向確認書を提出した方
令和3年度市民税・都民税・課税(非課税)証明書(令和2年度の所得による)保護者全員
市区町村民税の調整控除額がある方は記載があるもの。

就学支援金受給対象でないことの確認のため提出していただいております。

★ 就学支援金申請時にマイナンバー収集台紙を提出済の方は、収入確認書類は不要です。

4 提出期限 令和3年10月1日（金）（就学支援金7月申請不申請・不認定の方）
今年度申請済みの方は、改めて提出は不要です。

***提出期限後も受付は行っておりますが、申請月の翌月より減免となります。**

5 提出先 都立府中工業高等学校 経営企画室

6 減免対象月 納入通知書・口座振替通知書が届いて30日以内であれば、請求月よ
りの減額になります。

☆ ご注意 ☆

本事業の申請をされる方は、減額される前の授業料納入通知書等がご自宅に届きまし
たら、授業料の納付をせず、納入通知書も提出書類と一緒に企画室へご返却ください。
口座振替を設定されている方で、引落がされてしまった場合は、認定後に還付となりま
すのでご了承ください。

お問合せ先 都立府中工業高等学校 経営企画室 担当 石田

TEL 042-362-7237